

統計調査員

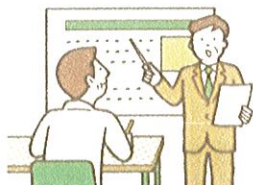
を募集しています。



「統計調査員」とは、草加市内の調査対象である世帯や事業所等を訪問し、調査票を配布するとともに、統計調査の趣旨や内容などについて説明を行い、記入された調査票の回収・検査・整理などをしていただく方になります。調査活動に支障が出ない範囲で、ご自身の都合に合わせて従事できます。



調査員の仕事（※約2か月間）



①調査員事務説明会へ出席



②担当調査区と調査対象の確認



③調査票の配布・記入依頼



④記入された調査票の回収



⑤回収した調査票の検査・整理



⑥調査票・関係書類を提出



※1 期間は調査により異なります。

※2 市が依頼する統計調査は年1回から2回程度です。実施の時期や規模が異なるため、年によっては1回も調査をお願いできない場合もあります。

応募要件

- 20歳以上の健康な方
- 責任をもって調査事務を遂行できる方
- 秘密の保護に関し信頼のおける方
- 税務・選挙・警察用務に直接かわりのない方
- 暴力団やその他反社会的勢力との関係がない方

報酬

報酬は、調査活動にかかる日数や調査対象の件数などを考慮して決められます。

1調査につき、約3万円から6万円程度となります。（調査により異なります）

～応募方法～

窓口にて簡単な説明と面談を実施し、必要書類にご記入いただき登録となります。日程等を調整いたしますので下記の電話番号までご連絡ください。

【問合せ】

草加市役所 総務部 庶務課統計係

TEL：048-922-0973（直通）



統計調査員Q&A

統計調査員のよくある質問を
Q & A形式でまとめました。

**Q 一度登録したらずっと仕事を引き
受けないといけないの？**

A ご都合がつかない場合はお断りい
ただいてかまいません。

**Q 他に仕事をしていても統計調査
員になれるの？**

A 可能です。
調査活動に支障が出ない範囲で、
ご自身の都合に合わせて従事し
ていただけます。

**Q 担当調査区が近所ならできそうだ
けど、場所はどやって決められ
るの？**

A 調査員さんのお住まいの地域の状
況などを考慮して依頼します。逆
に「調査区は自宅から離れたと
ころがいい」というような場合も、
なるべくご希望に添えるよう配慮
します。

**Q 市外に在住していますが、草加
市の統計調査員として従事でき
るの？**

A 市外在住でも、草加市の統計調
査員として従事は可能です。
なお、依頼をする調査地域は草
加市内のみになります。

Q 調査員が不足している地域等はあるの？

A 市内全域で調査員さんが不足している状況ですが、
特に次の地域で従事いただける調査員さんが不足しています。

- 谷塚西部（谷塚仲町、谷塚上町、両新田東町、両新田西町、新里町、柳島町、遊馬町）
- 草加川柳（青柳、柿木町）
- 草加安行（苗塚町、小山、北谷、原町）

ご応募お待ち
しています。

